

# 令和2年度資材単価調査業務特記仕様書

## 第1条 適用範囲

本特記仕様書は、発注者を甲とし、受託者を乙とし、「令和2年度資材単価調査業務（以下、本業務という。）」の委託に適用する。

なお、委託期間については、令和2年4月（契約日）～令和3年3月25日限りとする。

## 第2条 業務の内容

### 1 特別単価調査

#### (1) 調査区分

調査区分については、下表を適用する。

特別単価調査区分表（1調査1～10規格まで）

A	図面等が必要なく広く市中に流通している資材であり、「物価資料」掲載品目に準ずる標準品
B	図面等は必要ないが当該地区での実地調査が不可欠で、単純な聴取り調査では速やかに調査結果が得られない資材
C	図面等が不可欠な資材であり、類似品の市場情報を必要とし単純な聴取り調査では速やかに結果が得られない資材
D	図面等が不可欠な資材であり、特別な資材等

調査区分については、調査依頼時毎に甲乙協議により決定する。

調査対象資材、納入地区は、調査依頼毎に指定する。

#### (2) 調査時期

調査依頼毎に甲より指示するものとする。

調査依頼は随時行うものとする。

#### (3) 調査対象業務

本対象業務については、次のとおり予定するが、区分及び数量の増減は設計変更の対象とする。

A区分	2項目
B区分	10項目
C区分	110項目
D区分	10項目

#### (4) 調査条件

調査依頼毎に別途指示する条件によるものとする。

#### (5) 成果の構成

調査依頼物件毎、資材毎、規格毎にとりまとめるものとする。

なお、報告様式については、協議で定めるものとする。

#### (6) 採用単価の公表

採用単価については、工事の入札公告時に原則公表（会社名は非公表）する。

#### (7) その他

調査品目の詳細については、甲と十分協議して実施するものとする。また、甲の指示により資料の提出を求められた場合には、可能な限り協力しなければならない。

## 第3条 打合せ・協議

本業務を遂行するにあたり、乙は、甲と適宜打合せ・協議を行うものとする。

## 第4条 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

調査報告書	..... 1部
（業務計画書、調査報告書等）	
同電子データ	..... 1部

## 第5条 成果品の提出先

成果品の提出先は、京都府流域下水道事務所とする。

## 第6条 成果品の提出時期

本業務成果品の提出時期は、次のとおりとする。

- 1 特別単価調査：調査依頼日から原則1箇月